

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月11日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例により、特例による減免の対象となった者について、当該対象者の負担軽減等を図るため、減免にかかる申請手続を不要とする規定を加えたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第11条の次に次の1条を加える。

（令和8年度における保険料の減免にかかる特例）

第12条 令和8年度に限り、第1号被保険者またはその属する世帯の世帯主および全ての世帯員のうちに令和7年度および令和8年度の各年度分にかかる地方税法の規定による市町村民税が課されていない者のうち、前条第1項または第2項の規定により地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされるものがある場合であって、特別な理由があると市長が認めるときは、第9条第1項第5号の規定を適用するものとする。この場合において、同条第2項の規定は適用しないものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。